

『水左記』 註釈(康平七年四月～閏五月)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学大学院文学研究科 公開日: 2021-04-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 磐下, 徹, 久米, 舞子, 北村, 安裕, 堀井, 佳代子, 宮川, 麻紀 メールアドレス: 所属: 大阪市立大学
URL	https://doi.org/10.24544/ocu.20210415-001

Title	『水左記』註釈(康平七年四月～閏五月)
Author	磐下, 徹 / 久米, 舞子 / 北村, 安裕 / 堀井, 佳代子 / 宮川, 麻紀
Citation	人文研究. 72 卷, p.173-161.
Issue Date	2021-03-31
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学大学院文学研究科
Description	野崎充彦教授 : 井狩幸男教授 : 大場茂明 : 池上知子授退任記念

Placed on: Osaka City University Repository

『水左記』 註釈（康平七年四月～閏五月）

磐下 徹・久米 舞子・北村 安裕・堀井佳代子・宮川 麻紀

『水左記』は平安時代後期に村上源氏の源俊房（一〇三五～一一二二）が残した日記である。平安期の貴族の日記には、儀式・年中行事の様子を中心に、朝廷内外の出来事が記録されている。これらの記事は、当時の政治・行政・社会の在り方を伝える貴重な史料である。また、『水左記』には一〇六一～一一一三年までの記事が断片的に残されているが、この期間には摂関政治から院政へという政治形態の大きな変化が生じている。このことから、この日記は古代から中世への移行期の様相を知るうえで重要な史料であるといえる。今回はこうした『水左記』の康平七年（一一六四）四月～閏五月の記事を紹介するとともにその註釈を提示して、時代の大きな転換期である平安時代後期研究の一助としたい。

一、本稿の概要と凡例

本稿は源俊房の日記である『水左記』の康平七年（一一六四）四月四日～閏五月一六日条の註釈である。『人文研究』第七一卷掲載の『水左記』註釈（康平五・六年）および『岐阜聖徳学園大学紀要 教育学部編』第五九集掲載の『水左記』の研究―康平七年正月～四月―（ともに二〇二〇年）の続編である。『水左記』の解題や俊房については右記を参照されたい。康平七年は俊房の自筆本が残されている。伏見宮家の旧蔵で現在は宮内庁書陵部に所蔵される。本稿はこの

自筆本を底本とし、複製卷子本『水左記 康平七年自正月至六月』（宮内庁書陵部、一九五四年）と、書陵部所蔵資料目録・画像公開システム (<https://shoryobu.kunaicho.go.jp/>) を参照しながら本文を作成した。自筆本であることを重視し、俊房の文字の記し方等を細かく観察して欠損部や墨塗りで抹消されている文字などについて可能な限り判読を試みた。これらの知見は、俊房の日記のつけ方、ひいては当該期における日記の使われ方や機能の解明に結びつくものであろう。本稿の対象とする時期の俊房は、従二位権中納言の三〇歳で（『公卿補任』康平七年条）、関白藤原頼通との密接な関係を示す記事が目立つ。この頃の頼通（七三歳）は体調が思わしくなく、関白の辞表も

提出している（四月五日、五月二四・二九日条など）。俊房はこうした頼通のもとへ日参し、病平癒の仏事や物忌などに参列・参籠している。権中納言は朝廷の公事処理すべき立場であるが、この時期にはそうした記事は多くない。五月二一日の不堪能・賑給使定、閏五月六日の内裏御読経、同一一日の外記政の記事なども残される。しかし、頼通関係の記事と比べると、質・量ともに見劣りする。それは、この時期の俊房が道長にはじまる「御堂流」の一員としての自覚のもと、その当主たる頼通への近侍を第一としていたからだろう。病勝ちとはいえ、頼通のもとには国家の重要な情報が集約され、彼の関与なくしては重大な公事も処理できなかった。そうした環境に近く接することで、俊房は宮廷人として必要な知識・技術の習得につとめていたのだろう。以上が今回の概要である。以下の註釈では構成や凡例は基本的に前稿を踏襲している。ただし、今回は自筆本であるため、【本文】【書き下し】については、次の凡例にもとづいて作成している。

原則として常用漢字を使用／改行箇所は底本に依拠せず／具注暦の記載は原則として日付・干支・納音・十二直まで翻刻し直下に本文を配置／具注暦の各日条の頭書は当該条の冒頭に（頭書）と附して翻刻／裏書は当該条の末尾に（裏書）と附して翻刻／破損等によって文字が判読できないものの墨痕等によって文字数が推定できる場合は□で、おおよその文字数が推定できる場合は□□で、破損等が甚だしく文字数の推測ができない場合は□で表示。なお、それらの文字が推定できる場合は、該当部分の横に「文字＋カ」と表示／

「文字を別字と解釈した場合は該当する文字の横に〔別字カ〕と表示／脱字があると判断した場合は文字を補うべき箇所に〔脱字＋脱カ〕と表示／文字が抹消されている場合は■で表示し、もとの文字が判読・推定できる場合は横に〔×＋もとの文字（カ）〕と表示／重書等によって文字が書き改められ、もとの文字が判読・推定できる場合は横に〔×＋もとの文字（カ）〕と表示し、もとの文字が未詳の場合は横に〔×＋□〕と表示／記主によって行間・字間等に補われた文字と判断した場合は該当する文字に【】を附す／小字または割書（細字双行）はへゝで表示し、【本文】では改行箇所「／」を附す／【書き下し】には月（大・小）・日付と干支・本文を掲載。

具注暦の記載のみで本文がない場合は全体を省略
 今回の【註】では、前掲既発表稿の【註】の註番号を示し、該当箇所の註釈を参照するよう記した箇所もある。なお一部の史料等については次の略称を用いた。『康平記（定家朝臣記）』（『群書類従』二五）↓『康平記』／『御堂関白記』↓『御堂』／『後二条師通記』↓『師通記』。また『西宮記』の巻次は故実叢書本によった。（磐下徹）

二、註釈

(一) 康平七年四月（四〜一九日）

【本文】

（頭書） 広瀬龍田祭 廃務

四日庚午土満 天晴。今曉内府女房渡華山院給。

五日辛未土平 微降。今日殿松尾【令献】^(又夜)■^(又侍)弊^(又侍)【物】・神宝・舞人給。及■^(又夜)秉燭、先日上表勅答。其使■^(又侍)右近中将良基^(又朝)【基】朝臣。

(裏書) 五日

(頭書) 平野祭 松尾祭 杜本祭 当麻祭

六日壬申金定

(頭書) 梅宮祭 当宗祭 擬階奏 八卦物忌

七日癸酉金執

八日甲戌火破

九日乙亥火危

十日丙子水成

(頭書) 神祭齋

十一日丁丑水収

十二日戊寅土収

(頭書) 大神祭

十三日己卯土開

十四日庚辰金閉

(朱) 月蝕十五分之八(半強) 虧初子四刻(五分) 加時丑一刻

(二分) 復末丑六刻(三分)

十五日辛巳金建

(頭書) 御禊

十六日壬午木除 天陰雨降。臨午後雨晴。青天露□。兵衛佐道時出

立前驅。未時^(又夜)参濟院余出立後参殿下。与内府同車見物。

(頭書) 警固

十七日癸未木満 天晴。未剋許参殿下。今日後一条院御八講□也。

上達部等参御堂云々。警固召仰□宮内卿・【左右兵衛】不参云々。

十八日甲申水平 自中夜雷【雨】降。午^(又夜)□□

(頭書) 賀茂祭 廢務

十九日乙酉水定 天陰。大□属未□□□

(後闕)

【書き下し】

四日、庚午。天晴る。今曉内府の女房、華山院に渡り給ふ。

五日、辛未。微かに降る。今日殿、松尾に幣物・神宝・舞人を献ぜしめ給ふ。秉燭に及び、先日の上表の勅答。その使、右近中将良基朝臣。

(裏書) 五日

十四日、庚辰。

(朱) 月蝕⁽⁶⁾十五分の八(半強) 虧初子の四刻(五分) 加時丑の一刻(二分) 復末丑の六刻(三分)

十六日、壬午。天陰り雨降る。午の後に臨み雨晴る。青天露□。兵衛佐道時、出立の前驅。未の時齋院に参り、余、出立の後殿下に参る。内府と同車し見物す。

十七日、癸未。天晴る。未の剋ばかり殿下に参る。今日後一条院御八講□なり。上達部等、御堂に参ると云々。警固の召仰□宮内

八講□なり。上達部等、御堂に参ると云々。警固の召仰□宮内

八講□なり。上達部等、御堂に参ると云々。警固の召仰□宮内

八講□なり。上達部等、御堂に参ると云々。警固の召仰□宮内

八講□なり。上達部等、御堂に参ると云々。警固の召仰□宮内

卿・左右兵衛、参らずと云々。

十八日、甲申。中夜より雷雨降る。午□
十九日、乙酉。天陰る。大□ 属末⑤ □

【註】

(1) 内府の女房 内府は藤原師実(康平五年正月註(17)参照)。内府の女房は師実妻の源麗子か。麗子(二〇四〇〜二一四)は源師房四女、母は藤原尊子(道長六女)、俊房の同母妹。藤原信家の養女となり、永承六年(二〇五一)に師実と結婚。同母兄頼房の娘賢子を養女とし、承保元年(二〇七四)に賢子の白河天皇中宮立后により従三位、承暦四年(二〇八〇)に従一位に叙された。康和元年(二〇九九)の師通、同三年の師実死去により、同四年に出家、永久二年(一一一四)に死去。『康平記』康平五年九月一日条に「有内大臣殿御産へ男子。但馬守高房朝臣宅」とあり、麗子は源高房の大炊御門第(左京二条四坊一町)で師通を出産した。俊房は同母妹ゆえ、彼女の花山院への移居を記したと考えられる。

(2) 華山院 本文の「院」は「渡」と思われる文字に重書される。花山院は左京一条四坊三町に方一町を占めた第宅。西隣の小一条第に対し東一条第とも呼ばれた。貞保親王(清和天皇男)により創始、藤原忠平から師輔、伊尹に伝領され、安子(師輔女、伊尹の同母妹。村上天皇中宮)はここで冷泉・円融天皇を生んだ。花山上皇(冷泉天皇男)が居住し、寛弘五年(一一〇八)ここで死去した。長和三年(一一一四)の焼亡当時は敦儀親王が住んでおり、その母藤原成子(三条天皇皇后)に伝領されたことがわかる。その後半世紀を経て、康平四年に師実により再建。『古事談』六一八は高階泰仲に命じ宮城の春宮町を模して造宮されたとする。藤原寛子(師実の同母姉、後冷泉天皇中宮)の御所となった後、家忠(師実男)の子孫が代々伝領し花山院家と呼ばれた(太田静六「花山院第(東一条第)の考察」『寝殿造の研究』吉川弘文館、一九八七)。「百鍊抄」康平四年八月一日条「花山院上棟」、同六年七月三日条「大臣移徙新造花山院」とあり、師実はこの前年から花山院に居住。妻の麗子は師通出産の後、このときから花

山院で同居したのであろう。

(3) 殿、松：め給ふ 殿は藤原頼通。三月一六日条や五月二七日条の例から殿下の「下」の脱字ではなく俊房が頼通を「殿」と呼んでいると解釈する。康平七年三月註(10)・(20)参照。ここで頼通は松尾社に幣物・神宝・舞人を献じた。翌日は松尾祭が行われるが、『儀式』一、松尾祭儀に神宝・舞人の献上はみえず、また前日であることから、松尾祭とは別に行ったと考えられる。

(4) 先日の上表 三月一六日条の頼通の辞閑白表。同月註(21)参照。『新儀式』五、五位已上上表事(付致仕)「上表之儀……覽畢、遣中務(近衛次将)於第宅、告申請之許否。或返其上表不許、或令内記作勅答遣之」から、不許とされた辞閑白表は近衛次将(ここでは右近衛中将)が返却、勅答が届けられた。

(5) 右近中：基朝臣 本文は「朝」に「基」を重書し、読み難いためかさらに「基」を傍書する。藤原良基(一一〇二〜七七五)。このとき従四位下、右近衛中将。皇太后宮亮(皇太后は禎子内親王)・備中権介を兼ねる。父は藤原良頼、母は源経房女。右近衛少将、藏人を務め、治暦四年(一一〇六八)に後三条即位により藏人頭、同年に参議、承保二年に大宰大式となり任地で没した。

(6) 月蝕 具注曆朱筆の記載であり本文ではないが、参考のため取り上げる。『扶桑略記』同日条「月蝕」とあり、この月食は実際に観察された。半分強の部分月食で、子丑刻にかけて起きた。「六刻」の記載から、時刻は百刻制にもとづくと考えられる。渡邊敏夫『日食月食宝典』(雄山閣出版、一九七九)月食21番を参照するに、具注曆はおおむね正しくこの月食を予測している。

(7) 兵衛佐道時 源道時(一一〇四五〜一一二〇)。このとき兵衛佐。父は源経信、母は源貞亮女。通時とも。右近衛少将、太皇太后宮亮(太皇太后は章子内親王)、藏人頭、刑部卿を務め正四位下であったが、堀河天皇死去により公卿には昇らなかつた。父経信は歌人・琵琶奏者であり、道時も和歌会に参加し琵琶を奏したという。

(8) 出立の前駆 齋院御禊の出立の前駆。前駆は行列前方を騎馬で進み先導する者をいう。齋院御禊の前駆は左右兵衛府の佐・尉、左右衛門府の佐・

(裏書) 廿一。左府退出給之後、権大納言来月六日可被行被補^(六十口御カ)□□□□
 □□ 闕請云々。次有殿下上^(表カ)□□□□。中□□□夫、承之。余退出
 候殿下、□□使退参之後、余退出。

廿二日丁巳土閉 天晴。辰剋許参大納言。未時許右大弁□□書云、
 殿下御心地、今□□者。下官早速参入候宿。

廿三日戊午火建 天晴。今日皇后宮母上御念仏也。此事有法興院。

【参】自殿下^(又参)件念仏。

廿四日己未火除 天晴。午剋参殿下。今日可有御上表□□者。而陰陽
 師【助】有行申云、今日有□□日者。仍延引。

廿五日庚申木満 雨降。未時参殿下。候宿。

廿六日辛酉木平 天晴。今日有奉幣事。廿三社云々。奉^(加)□比叡歎云々。
 宣命草、今日所大内記持参也。

廿七日壬戌水定 天晴。未剋許参殿。々々^(又)今日令還高蔵□給。

廿八日癸亥水執 天陰。今日殿下御上^(右近カ)□□中藤□宗俊。
 殿下御物忌也。御心地不例御□。

(頭書) 八卦物忌 不宜西南行

廿九日甲子金破

卅日乙丑金危 雨降。辰剋許自殿下退出。

【書き下し】

十七日、壬子。□□甘雨⁽¹⁾。

十八日、癸丑。雨晴れず。巳の剋ばかり、殿下に参り、御共に⁽²⁾□□
 宮に参り、候宿す。

十九日、甲寅。天晴る。今日御物忌堅固なり。仍て退出せず。四□
 宮に御修法二壇始めらる。夜に臨みて退出す。

廿日、乙卯。天晴る。

廿一日丙辰。天晴る。辰の時ばかり、殿下に参り、即ち退出す。
 □□内。陣定有り。左府、外座に着き給ふ。先に有り、
 □□。次に不堪定有り。左大弁これを書く。また次
 に賑給使定有り。同大弁これを書く。

(裏書) 廿一。左府退出し給ふの後、権大納言、来月六日六十口御

□□の闕請を補せらるるを行はるべしと云々。次に殿下の上表
 □□の事有り。中□□大夫、これを承く。余退出し、殿下に候ず。

勅答使退参の後、余退出す。

廿二日、丁巳。天晴る。辰の剋ばかり大納言に参る。未の時ばかり
 右大弁□□書に云はく、殿下の御心地、今日、□□てへり。下
 官早速参入して候宿す。

廿三日、戊午。天晴る。今日、皇后宮母上の御念仏なり。この事法
 興院に有り。殿下より件の念仏に参る。

廿四日、己未。天晴る。午の剋、殿下に参る。今日、御上表□有る
 べし、てへり。而るに陰陽師助有行申して云はく、今日、□□
 有る日、てへり。仍て延引す。

廿五日、庚申。雨降る。未の時、殿下に参る。候宿す。

廿六日、辛酉。天晴る。今日、奉幣の事有り。廿三社と云々。比叡
 を加へ奉るか云々。宣命草、今日、大内記持ち参るところなり。

廿七日、壬戌。天晴る。未の刻ばかり殿に参る。殿、今日、高蔵⁽¹⁰⁾に還らしめ給ふ。

廿九日、甲子。天陰る。今日、殿下御上⁽¹²⁾右近中藤⁽¹³⁾宗俊⁽¹⁴⁾。

殿下御物忌なり。御心地不例に御⁽¹⁵⁾。

卅日、乙丑。雨降る。辰の刻ばかり殿下より退出す。

【註】

(1) 甘雨 恵みの雨。「甘雨」上の文字(残画)は、「應」か。

(2) 殿下 藤原頼通(殿下)の居所は高倉殿か。註(3)参照。

(3) 宮 宮字は僅存。ここで俊房は頼通とともに宮に赴き、そのまま四条宮での御修法に立ち会っているので、宮には「四條」が入る。

頼通は、康平七年三月八日に高倉殿から四条宮に渡り、一八日まで四条宮に留まった。その後の居所は不明だが、五月二十七日条に高倉殿に「還」たとあるので、高倉殿に戻っていた時期があったと考えられる。

(4) 候宿 翌日が頼通の物忌だったため、俊房は四条宮に宿泊した。

(5) 御物忌 頼通の物忌。

(6) 四宮 一文字目は「四」の残画と考えられ、全体としては「四條宮」と書かれていた可能性が高い。

(7) 御修法 密教による加持祈祷。本尊と担当する僧侶をそれぞれ定めて、二壇の修法を行った。頼通の恢復を願ったものか。

(8) 天晴る 「天」字の右方の破損から「晴」字の右方にかけて合点のような墨線が引かれているが、意図は未詳。

(9) 陣定 この時は、左大臣藤原教通を上卿として何らかの定と諸国の不堪佃田に関する定を行った。その後、京中賑給の使に関する定がなされ、教通の退出後に権大納言(藤原信長か。註(16)参照)のもとで御読経の闕請と、頼通の上表への勅答使に関する指示が出された。

(10) 左府 藤原教通。父は藤原道長、母は源倫子で、頼通の同母弟。この時、従一位左大臣。皇太弟傳を兼ねていた。

(11) 外座 陣座における座所。「奥座」などと対置される概念(『小右記』寛仁二年(一〇一八)十一月二日条など)で、南座に同じ(『御堂』寛弘六年(一〇〇九)二月二十九日条、『権記』同日条)。

(12) 有り この下に記されていた第一の議題は、破損のため殆ど判読できない。このため、便宜的に顛倒させた訓読文を附した。

(13) 不堪定 諸国が申請した不堪佃田の免租に関する定。不堪佃田とは、田

所載の田の中で、当年は耕作不能と申告された田。この頃、国内の田数の一割は「例不堪」としてあらかじめ免除されたが、それを越える分については申請が必要だった。申請がなされると、申文の場で解文・坪付帳の不備等が審査され、一度奏上された後(荒奏)、天皇の指示を仰いで不堪定

にかけられる。不堪定では、文書を回覧し、上卿の指示で大弁が定文を作成した。その結果は再度奏上され(和奏)、裁可される。不堪佃田に関する

政務は、諸儀式書によると九月になされるが、一二月にかけて順次行われていくのが普通で、翌年以降に持ち越される場合もあった。今回は、おそらく前年の不堪佃田に関するものである。

(14) 左大弁 参議藤原経家。康平七年二月の註(17)参照。不堪定では、大弁が定文を記すことになっていた(註(13)参照)。

(15) 賑給使定 京中賑給を担当する使の定。賑給とは、即位など天皇の徳を示すべき機会や飢饉・災害などの際に民衆に食料を配給すること。諸国で実施されていたが、次第に京中に限定されていき、一〇世紀頃から五月の年中行事となった。京中賑給を実行する賑給使は、左右兵衛・衛門府の佐

志、左右馬寮の助、属から選ばれ(『行成大納言年中行事』)、長元九年(一〇三六)八月の実例では、左右京の一条、二条、三と四、五と六、七と八と九条にそれぞれ三人ずつ配当されている(『江家次第』七、賑給使

事)。上卿は一上で、次席以下が担当することもできた(『西宮記』三、定賑給使事)。定文は参議大弁が記す(『新撰年中行事』)。

(16) 権大納言 権大納言は源師房、藤原能信・長家・資平・信長の五人だが、ここでの「権大納言」は兼官のない信長だろう(師房も兼官はないが、主として「大納言殿」と呼ばれる)。藤原信長は、この時正二位権大納言。父

は教通、母は藤原公任の女。治安二年(一〇二二)に生まれ、長元五年(一〇三三)に叙爵。翌年には昇殿を認められ、侍従となった。左兵衛佐・

蔵人頭などを勤め、長久二年（一〇四一）に従三位に昇る。同四年には参議に任じられ、すぐに権中納言に進んだ。権大納言任官は康平四年。

(17) 六十口御 [] 「六十口御読経」と書かれていたと思われる。閏五月六日に南殿で開催された御読経を指す。

(18) 闕請 請僧の欠員。

(19) 殿下の上表 三月の上表（康平七年三月の註（21）、四月（本誌）の註（4）参照）と同様に、閏白を辞するための上表だろう。上表がなされたのは、記事が欠けている四月下旬・五月中旬とみられる。『公卿補任』（新訂増補国史大系）康平七年条の頼通の「七月八日上表辞職」という記載には、「四イ」「廿二イ」と註されるが、七月八日とは別に四月二二日の上表があり、それが当日条に関係する可能性もある。頼通は、閏白左大臣であった康平二年の二月・三月（『公卿補任』『康平記』）と、翌三年六月に上表して（『康平記』）、七月に左大臣を辞した（『公卿補任』）。同四年には太政大臣に任じられるが、翌五年正月に二度（『康平記』『統文粹』四）、九月に一度上表して辞している（『康平記』『公卿補任』）。閏白については、康平五年の十一月（『康平記』）と、同六年六月・二月に辞表を出した（『公卿補任』）が許されなかった。康平七年には、三月と今回のほか、五月二四日も上表が予定されていたが、延引して（同日条）、同月二九日になされたようである（註（42）参照）。さらに七月八日にも上表しており（『公卿補任』）、上表文が『統文粹』四に収録されている。二月一三日には、氏長者を教通に譲っている（『公卿補任』）。治暦三年（一〇六七）には二度の上表でついに辞閏白を許されたが、「政巨細悉可諮詢」とされ（『公卿補任』）、翌年三月の上表（『水左記』同月二三日条）を経て、宇治に隠遁した。康平五年正月一〇日の事例では、あらかじめ日時を勘申がなされ、作成された草案は頼通の閲覧を経て清書され、午刻に内裏に献じられた。夕方になり、俊房が勅使となって頼通邸にいたり、表を返却した。この時、頼通は勅使に直接は会わなかった（『康平記』）。この事例では勅使は当日に至っているが、康平二年三月の上表の際には勅答が翌三年二月になる（『康平記』同月一日条）など、一定の期間を経て勅使が派遣される場合もあった。

(20) 中 [] 大夫 「中宮権大夫」か。中宮権大夫は権中納言藤原経輔。康平七年三月の註（14）参照。経輔は勅答使派遣を取り仕切ったとみられる。

(21) 勅答使 『北山抄』六、勅答事には、「差近衛次将令返給」とある。

ただし初度の上表に対する勅答使には、「親人」の中納言があてられた（『西宮記』一三、太政大臣撰政表）。康平年間には、康平二年二月一日・同三年二月一日・同年六月二日（ともに『康平記』）に源頼房（右近衛中将）、同五年正月一日（『康平記』）に俊房（権中納言）、同年一月一日（『康平記』）・同七年四月五日（『水左記』）に藤原良基（右近衛中将）が頼通の上表の勅答使をつとめている。『康平記』同二年二月一日条の事例では、勅答使頼房は師実に出迎えられて勅答を渡し、邸内に入った後に頼通の代理である師実の拜舞を受け、師実を通じて禄を受け取って退出している。

(22) 大納言 源師房。一日最初の父師房への参上は多い（康平五年正月五日条等）。師房は康平五年正月の註（1）参照。時に正二位権大納言。

(23) 右大弁 源隆俊。康平六年二月の註（12）参照。時に従三位参議右大弁兼修理権大夫・近江権守、四〇歳。父隆国は頼通と関係が深い。隆俊は頼通の病状を俊房に伝えている。父とともに頼通に仕えていたのだろう。

(24) 今日 「今日」の下は欠損で読めないが、俊房がそれを聞いて候宿していることから、「殿下の御心地」の悪化を示す語句があるのだろう。

(25) てへり：、早速 「者下官早速」の五字の上にかけて流れるような曲線の筆跡があり、かつ「下」字の上に点を付すが、意味する所は未詳。

(26) 候宿す 欠損があるため、後ろに文章が続く可能性もあるが、五月二五日条や閏五月二三日条は「候宿」で終わること、この語が宿泊を意味することから、本日条はここで終わると判断される。

(27) 皇后宮母上 藤原祇子（？）（一〇五三）。源祇子とも。皇后宮は後冷泉天皇皇后、頼通女寛子。祇子は頼通の妻妾で師実・寛子の母。具平親王男で藤原伊祐の養子の頼成女とも、具平親王女ともされる（『栄花物語』三一・三六・『扶桑略記』永承五年（一一〇五）・一一月二日条）。角田文衛は父頼成・母藤原惟憲女だが、正妻の隆姫を憚って具平親王女としたとする（『閏白師実の母』『王朝の映像』東京堂出版、一九七〇）。天喜元年（一一〇五）五月二三日死去。翌四月二六日贈従二位（『扶桑略記』）。三条殿・進命婦とも。『宇治拾遺物語』六〇は清水寺僧が彼女に法華経の功德を授けた話を載せる。時に死後一年日。

- (28) 御念仏 祇子の忌日に追善供養として行われたもの。祇子の追善仏事は、死後一年の天喜三年には五月十九日に法性寺、二三日に三条第(『春記』)で、永保四年(一〇八三)(『水左記』)、寛治四年(一〇九〇)(『為房卿記』)、嘉保元年(一〇九四)(『中右記』)には忌日の五月二三日に法成寺西北院で開催された。『帥記』永保元年五月二三日条には、同日に師実主催の西北院の仏事の法興院の「四条宮御忌日」とが開催されたこと見える。今回の法興院の仏事も寛子の主催であろう。
- (29) 法興院 京外の東京極大路東、二条末北に位置する寺院。藤原兼家の東二条院が正暦元年(九九〇)に寺院とされ、同五年二月、藤原道隆が吉田野の積善寺を法興院内に移動(『栄花物語』四・『本朝文粹』147(番号は新日本古典文学大系による))。兼家の命日七月二日結願の法華八講が長く催された。寛弘八年一〇月、長和五年七月に焼亡するが(『御堂』寛弘八年一〇月六日条・長和五年(一〇二六)七月二日条、その度に再建。万寿四年(一〇二七)正月三日に再び焼亡(『小右記』『日本紀略』)。長元九年に後一条天皇七七日の七寺(他に珍皇寺・円教寺・仁和寺・円融寺・禅林寺・法成寺)として見え(『左経記』同年六月六日条)、これ以前に再建されたようだ。
- (30) 殿下よ…に参る 「参」の抹消と傍書がある。初めは「自殿下参件念仏」としていたが、後から「参」の位置が気になり、改めたのだろう。
- (31) 御上表…るべし 頼通の関白を辞する上表。五月二二日の勅答を受け、上表したものを。上表は註(19)参照。また欠損部分は「事」が入るか。
- (32) 陰陽師助有行 安倍有行。時親の男。享年五六歳で従四位下まで昇り、主税助・陰陽博士・陰陽権助を歴任(『尊卑分脈』)。天喜三年に従五位下で陰陽権助(『成文抄』七、連奏)。本条の「陰陽師助」は陰陽助、または権助を示すが、「陰陽師有行」に後で「助」を補うことから、陰陽寮官人以前に、俊房が彼を陰陽道の技能者と認識していたことが窺える。なお有行は康平三年六月二三日にも頼通の上表日時を勘申した(『康平記』)。
- (33) 延引す 二九日に延引された。註(42)参照。
- (34) 奉幣 『扶桑略記』には四月一九日に「氷雹交降、大如梅李」が、そして二三日に軒廊御下があったとある。この怪異への奉幣であろう。
- (35) 廿三社 臨時奉幣の対象として二十二社が頻出する。九世紀末から見える十六社(伊勢・石清水・賀茂上下・松尾・平野・稻荷・春日・大原野・石上・大和・大神・広瀬・竜田・住吉・丹生川上・貴布禰)に、正暦二年に三社(吉田・広田・北野)、同五年に梅宮、長徳元年(九九五)に祇園を加えて二十一社となる。長暦三年(一〇三九)に日吉を加えるが、これを除く場合もあり、永保元年に改めて同社を加えて永く二十二社とした(岡田莊司「二十二社の成立と公祭祀」『平安時代の国家と祭祀』続群書類完成会、一九九四)。「二十三社」はあまり見えないが(岡田莊司・並木和子「臨時神社奉幣表1・2」『国学院大学日本文化研究所紀要』五九・六二、一九八七・八八)、賀茂上下を別にしただけで実態は二十二社であろう。
- (36) 比叡 日吉社。前註で述べたように日吉を除く場合もあるため、敢えて書いたか。或いは俊房は「二十二社」を日吉を除くと認識していたか。
- (37) 宣命草 『朝野群載』一二に応和三年(九六三)の祈雨の宣命、長元三年の止雨の宣命が見える。このようなものがここでも作られたのだろう。
- (38) 大内記 九月一日条には大内記として藤原成季が確認できるが未詳。ここで奉幣当日に宣命草を持ってきている。『北山抄』六、奉幣諸社事では上卿が内記に宣命作成を命じ、当日以前に清書する。『江家次第』一二、祈雨止奉幣(二社)では、当日に内記が宣命草を上卿に進上し、内覧に遣わされており、本条の内容と合致する。『柱史抄』でも祈年穀奉幣(恒例の二十二社奉幣)に「前一日、有草奏事」。(近代或用「当日」と、前日に行うべき宣命草奏上が当日になっているとする。同様の状況が本条の臨時奉幣にも見られる。
- (39) 持ち参る 関白頼通の内覧を経るため、大内記が宣命草を持ってきている。俊房は奉幣には関わらないが、この場面にたまたま出くわしたか。
- (40) 高蔵口 欠損部は「殿」か。高蔵殿は高倉殿とも。頼通の邸宅(康平七年三月の註(32)参照)。彼は五月一八日から二七日の一〇日間、四条宮にいたことになる(註(3)参照)。
- (41) 廿九日、甲子 自筆本は「廿八日」と「廿九日」の上に点を付して曲線でつなぎ、二八日に記した記事を二九日のことに改めている。書き下しではこれに従って日付を改めた。
- (42) 殿下御上 三月一六日条「今日殿下御上表、其使中将隆綱」と字の並びが酷似している。この下の欠損部には「表」が入り、「殿下御上表」として

いたか。五月二四日の延引した分をここので行ったものだろう。

〔43〕藤□□ 「藤」字は「將」と書こうとしたとも見える。上の字と続けて「右近中将」とある方が意味も通りやすいが、字形は「藤」である。

〔44〕宗俊 藤原宗俊（一〇四六〜九七）。時に正四位下右近中将、一九歳。俊家男、頼宗の孫。母は源隆国女。天喜五年叙爵。康平元年侍従。同二年皇子内親王御給で従五位上。康平六年右中将。同七年皇后宮（藤原寛子）御給で正四位下。翌年感人頭。治暦三年参議（公卿補任）。権大納言に昇り、この間、讃岐権守・皇太后宮権大夫（皇太后は皇子内親王）等を兼帯し、承徳元年薨去。宗忠の父。

（二七）二日条…北村安裕、二二（三〇）日条…堀井佳代子

〔三〕 康平七年閏五月

【本文】

閏五月小

一日丙寅火成 天晴。未時許自殿下。

二日丁卯火収 天晴。晚頭自殿下有使□□□□令如例□□。早々可

参者。乍驚走参。明日（ハ）依御物忌不□□。

（頭書）八卦物忌 不宜西南行

三日戊辰木開 天晴。今殿下御物忌堅固、□□□□。

四日己巳木閉 天晴。已剋許与内府同車罷出。

五日庚午土建 雨降。

六日辛未土除 雨降。今日参大内。於南殿有六十口御読経。頭弁泰

賢朝臣仰御願之趣。先□□□□気色。次□□師。事畢、次於

御前有臨時経。有□□□□云々。

（裏書）六日、上卿右衛督承之。下官自内宿殿下。

七日壬申金満 雨降。今日殿下物忌也。依多人数早旦退出。晚欲参殿之間、内相府寄書云、今夜ハ□□、今夜可参籠者。仍不参。

八日癸酉金平 雨降。申時許参殿下。其次先参左府言談。須臾退出。次参大納言殿。臨夜参宿殿下。

九日甲戌火定 天晴。今日殿下請十口僧被行孔雀経御読経。是今日御物忌堅固也。仍為御慎也。

十日乙亥火執 天晴。候殿下。晚頭退出。

十一日丙子水破 今日有政。下官為上卿。其儀用雨。南所申□□五通。

十二日丁丑水危 天晴。午後参大納言殿。次参殿下、就明日御忌。

十三日戊寅土成 天晴。候殿下。

十四日己卯土成 天晴。早朝退出。参大納言殿。

十五日庚辰金収 天晴。未剋許自殿下退出。

十六日辛巳金開 天晴。早旦参殿下。被仰云、夜前胸頗痛、心地未爽者。未時許御□□地令起給。□□弥令苦給者也。下官候宿。

【書き下し】

一日、丙寅。天晴る。未の時ばかり、殿下より。

二日、丁卯。天晴る。晚頭、殿下より使有りて云はく、御□地、例のごとくあらしめざるなり。早々に参るべし、てへり。驚きながら走り参る。明日は御物忌により□□せず。

三日、戊辰。天晴る。今、殿下御物忌堅固にして、外人出入り無し。

四日、己巳。天晴る。巳の剋ばかり、内府と同車し罷り出づ。

五日、庚午。雨降る。

六日、辛未。雨降る。今日、大内に参る。南殿に於て六十口御読経有り。頭弁泰賢朝臣、御願の趣を仰す。先に〔 〕⁽⁸⁾気色〔 〕⁽⁹⁾。次で〔 〕師。事畢りて、次で御前に於て臨時経有り。〔 〕⁽¹⁰⁾有りと云々。（裏書）六日、上卿、右衛門督これを承く。下官、内より殿下に宿す。七日、壬申。雨降る。今日、殿下物忌なり。人数多きにより、早且退出す。晩に殿に参らむと欲するの間、内相府、書を寄せて云はく、今夜は〔 〕、今夜参籠すべし、てへり。仍て、参らず。八日、癸酉。雨降る。申の時ばかり殿下に参る。その次でに先づ左府に参り言談す。須臾にして退出す。次で大納言殿に参る。臨夜殿下に参宿す。

九日、甲戌。天晴る。今日殿下十口の僧を請じ、孔雀経御読経を行はる。これ今日御物忌堅固なり。仍て御慎を為すなり。

十日、乙亥。天晴る。殿下に候ず。晩頭退出す。

十一日、丙子。今日政有り。下官上卿たり。其儀雨を用ゐる。南所申文五通。

十二日、丁丑。天晴る。午の後大納言殿に参る。次で殿下に参り、明日の御忌に就く。

十三日、戊寅。天晴る。殿下に候ず。

十四日、己卯。天晴る。早朝退出す。大納言殿に参る。

十五日、庚辰。天晴る。未の剋ばかり殿下より退出す。

十六日、辛巳。天晴る。早且殿下に参る。仰せられて云はく、夜前胸頗る痛し、心地未だ爽ならず、てへり。未の時ばかり御心地起こ

さしめ給ふ。入夜いよいよ苦しましめ給ふものなり。下官候宿す。

【註】

- (1) 殿下より この下に破損があるが、その前が一字空白で、文章は完結か。「自」は「参」の誤り、五月三〇日条や閏五月二日条を誤って書いた、中途で書くのをやめたなどの可能性が想定できる。
- (2) 御地：なるなり この頃、藤原頼通は体調不良で、俊房は「早々可参」と言われている。「御地」は「心地」か。
- (3) せず 三日も頼通の物忌で、俊房は頼通邸に滞在したと考えられるので、破損部分の内容は「退出せず」か。
- (4) 外人出入り無し 物忌堅固の際、「不_レ会_レ外人」(殿曆) 康和四年(一一〇二)六月八日、「外人不_レ来」(同)長治二年(一一〇五)二月九日とある。外から人が来なかったということ。
- (5) 内府 藤原師実。正二位左大将。康平五年正月の註(17)を参照。
- (6) 南殿 高陽院の寝殿を南殿として使用(栄花物語)三三〇。康平六年三月一二日の季御読経も同様。同月の註(3)を参照。
- (7) 六十口御読経 臨時御読経である。五月二二日に闕請を定めている。当日の次第は以下の通り(江家次第)一三、御読経)。弁が鐘を打ち、公卿・僧侶らが参入。導師が着座し、唄二段、散華、衆僧による行道が行われる。藏人頭(北山抄)六、臨時御読経事では近衛次将)が導師の座近辺に就き、上卿の許可を得て御読経の趣を導師に仰す。導師による啓白、教化作法の後、読経。結願の後には大弁が巻数や僧名を申す。
- (8) 頭弁泰賢朝臣 藤原泰憲。正四位下・藏人頭・左中弁・造興福寺長官、五八歳。康平六年七月の註(2)、同七年二月の註(18)参照。
- (9) 御願の趣 藏人頭が述べる御読経の目的のこと(西宮記)一三、御読経、『江家次第』。『中右記』長治二年四月二七日条では、頭中将による「御願趣」の内容を「近日天下不_レ閑事云々」と記している。
- (10) 先に〔 〕：〔 〕師 「気色」の部分には、「天気色」である可能性を増補史料大成本が指摘するが、『江家次第』では藏人頭が御願の趣を仰す際に「先触_レ上卿」とあり、先に上卿の気色をうかがうことが書かれていたか。

また、『江家次第』や『中右記』によれば藏人頭が上卿の許可を得て、導師に御願の趣を申すので、「次で」の下部は「仰導師」と推測できる。

(11) **有り** 『師通記』永長元年（一〇九六）正月二十八日条所引の康平七年七月二二日の臨時御読経の事例では巻数を、『北山抄』、『江家次第』では巻数と僧名を奏上しており、本日条も同様か。

(12) **右衛門督** 本文は「右衛門督」だが、右兵衛督の藤原経季は参議であり、上卿を務めたため、右衛門督だろう。右衛門督は藤原能長。時に、正二位・権中納言・右衛門督、四三歳。康平七年二月の註(14)、三月の註(25)参照。

(13) **内相府：参らず** 七日は頼通の物忌で、俊房は六日から頼通邸に宿したが候宿する人が多く、七日早朝に退出した。晩に再び向かう予定だったが、師実の手紙により中止する。この手紙には、今夜も多くの人が参籠する、あるいは師実自身が参籠する予定などあり、俊房は参籠を中止したのだろう。

(14) **申の時：退出す** この時の頼通は左京一条四坊一町の高倉殿に居住し（康平七年五月二十七日条）、教通は左京三条四坊一町の二条殿、俊房は「六条亭」（康平五年正月二十七日条）を居所としていたので、俊房は「六条亭」から教通の二条殿に寄った後、高倉殿の頼通を訪れたのだろう。なお、六月一日条では、反対に頼通邸からの帰路、「道次」であるとして教通邸を訪れている。

(15) **左府** 藤原教通。従一位左大臣。五月の註(10)参照。

(16) **孔雀経御読経** 「孔雀経」は「仏母大孔雀明王経」の略称。孔雀経法は天変や病などの際に修された。孔雀経読経の目的も同様だろう。『枕草子』「さらさらしきもの」の段には「孔雀経の御読経」があげられる。ここでは頼通邸で一〇人の僧により堅固な物忌を慎むために修されている。類例として、月食の観測による慎みのために孔雀経が転読された『小右記』万寿四年（一〇二七）九月二日条がある。あるいは、この頃に目立つ頼通の体調不良にかかわるか。五月二十九日条では物忌中の頼通が「御心地不例」となっている。

(17) **政** 諸司・諸国から上申された解文（申文）を、大臣や大・中納言が決裁する政務のこと。ここでは外記政を指す。外記政は外記庁（太政官候庁）

での庁申文と、南所（侍従所）での南所申文からなる。一〇世紀以降の外記政は開催頻度が減少し、特に庁申文は儀礼化して南所申文がわずかに文書行政の実質を保っていた。この日の外記政は俊房を上卿として開催されたのである。

(18) **雨を用ふる** この日の外記政は雨儀で実施された。雨儀は降雨などに応じた装束や次第でおこなう行事のこと。この日の記事に天候の記載はないが雨だったのだろう。『北山抄』七、外記政に参入者の列立場所や移動経路に庇を用い、版位を軒廊に設けるなどした外記政の雨儀が記される。

(19) **南所申文五通** 南所で五通の文書が処理された意。『永昌記』大治元年（一一二六）二月二日条では「南申文」として「式部省二通」「解由二枚」「伊賀社」「上野社」「近江社」「広隆寺定額」が用意されている。南所申文では、中央諸司・国司・寺社からの解文など多様な案件が処理された。

(20) **明日の：に就く** 「御忌」は頼通の物忌。俊房は一日に退出するまで頼通邸に伺候している。一二日からの頼通の物忌（明日の御忌）にあわせて前日の一二日から頼通邸に参入しているのである。

(21) **早且** 「早□」と書き、「□」を消して「且」字に改めている。「□」は残画から「朝」にも見える。閏五月十九日も同様。「早且」「早朝」ともに「朝早く」の意だが、俊房はこの両語を使い分けていた可能性がある。

(22) **夜前胸頗る痛し** 平安時代の胸病は呼吸器の病や心臓疾患、胸部の神経痛など胸部臓器の疾患の総称。頼通父の道長も胸痛に苦しみ、寛仁三年（一一一九）には正月と六月の間に一四〜一五回の胸痛の発作を起こしている。これは数時間から一日程度で収まり、死に直結する重篤なものではないことから、道長の胸痛は心臓神経症であるとされる（服部敏良『王朝貴族の病状診断』吉川弘文館、二〇〇六）。頼通の胸痛も短時間のうちに繰り返し返している点で類似しており、父の体質を受け継いだのであろうか。

(23) **御心地** 「御心地」は頼通の病のこと。
（一）〜七日条・宮川麻紀、八〜一六日条・磐下徹

Annotation of “Suisa-ki” (in Kohei 7)

IWASHITA Toru & KUME Maiko & KITAMURA Yasuhiro &
HORII Kayoko & MIYAKAWA Maki

“Suisa-ki” is a diary written by Minamoto no Toshifusa (1035-1121 A.D.), who was a court noble in Heian period. In diaries of this period, the events of the court society, which were mainly the state of ceremonies, were typically recorded. Analysis of these records enables to clarify how politics, administration, and society of the time is going on.

In “Suisa-ki”, the pieces written in 1062-1113 have been in existence intermittently. These years correspond to the transition period from the ancient times to the medieval times. Therefore, this diary is an important resource to understand the dynamic transition in the course of history.

In the current study, the pieces of “Suisa-ki” limited in Kohei 7 (1064 A.D.) are introduced with the annotation in detail, and it will be dedicated to the development of the study of the late Heian period.